

令和 3 年
第 9 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和3年第9回立川市農業委員会総会日程

日時 令和3年9月27日（月）午後3時

会場 302会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第9回立川市農業委員会総会

令和3年9月27日(月)

立川市役所302会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

係長 原島 邦雄 君

午後 2 時 5 8 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。定刻より何分か早いんですけれども、全員そろいましたので始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

天気予報では台風が、木曜日、金曜日あたりですかね。大分関東地方にも接近してくるということで、少し心配なところもあります。特にハウスを持っている方は心配じゃないかと思えますので、私も少し対策を練っていきたいなと思っております。

本日は適格者が 3 件、その後、農地パトロールの議題がありますので、いろいろ議題が多いので時間がかかるかと思いますが、どうか皆さんの御協力でスムーズに議事を進めていきたいと思えますので、どうかよろしくお願いしたいと思えます。

それでは、ただいまより令和 3 年第 9 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に出席していただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名でございます。今回は 4 番の小峰委員、6 番の嶋田貞芳委員にお願いしたいと思えます。

それでは、報告事項（1）事務報告、（2）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 4 件、（3）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 3 件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、事務局のほうより事務報告を申し上げます。

お手元の資料、縦長、A 4 判の事務報告を御用意ください。

まず初めに、事務報告でございます。前回の総会以降の予定です。

8 月 2 6 日（木）から 2 7 日（金）にかけて、東京都農

業会議主催の農地貸借担当者会議や担い手支援推進会議が開催をされ、事務局の職員が参加をしております。

9月3日（金）、広報研究会がウェブ会議形式で開催されまして、農業委員会だより編集委員に御参加をいただいております。

9月14日（火）、北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修がウェブ形式で開催をされ、委員各位に御参加をいただいております。

委員会といたしましては、9月15日（水）に本総会に向けた現地調査、本日、27日（月）が農業委員会総会、終了後に全員協議会を開催させていただきます。

明日以降の予定でございます。

10月5日（火）に会長職務代理・部会長研究集会在ウェブ形式で開催が予定されております。立川市役所106会議室を会場としております。

委員会といたしましては、10月15日（金）の総会に向けた現地調査、25日（月）午後3時より第10回の総会、終了後に全員協議会の開催を予定しております。

事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

お手元、横長の報告資料を御覧ください。

報告事項（2）、まず、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、4件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

まず、1件目。農地の所在は西砂町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路。面積は1.54㎡。転用目的は道路用地でございます。

2件目。農地の所在は砂川町8丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は393㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は砂川町8丁目の1筆。地目は、登記簿

上が畑、現況も畑。面積は330.32㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は柏町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は合わせまして3,611㎡。転用目的は事業用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出、3件について御報告をいたします。

譲渡人・譲受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は一番町4丁目と5丁目のそれぞれ1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせまして4,623㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は柏町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は合わせまして7,663㎡。転用目的は宅地造成でございます。

3件目。農地の所在は西砂町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせまして562㎡。転用目的は宅地造成でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

報告事項は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告の件につきまして、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

そうしたら、私のほうから、ちょっとお聞きしたいんですけども、農地法第5条第1項第7号の規定の番号2の方ですね。面積が大分多いですが、43区画ということで、こちらは柏町といいますと、ちょっとこれは、やはり何かあれでしょうか。相続とか。

2番 相続、相続。

議長 やっぱり相続ですか。

2番 相続だと。

議長　　そうですか。
かなりの面積なので。では、あそこのゴルフ場……。
2番　　ゴルフ場も、今もうないです。更地。
議長　　もう壊してあるよね。
2番　　50世帯と行ったかな。中のほうは。
議長　　そうですか。すごい大きな開発でしたね。分かりました。
そのほかは何かございますか。

……質疑なしの声

議長　　それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、3件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第1号の1の説明をお願いいたします。

次長　　それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明につきまして御説明いたします。

議案第1号の1、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を9月15日、申請者代理人立会いの下、会長、内野委員、鳴島委員、清水茂男委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は砂川町3丁目の5筆、上砂町2丁目の5筆になります。略図1-1を御覧ください。略図1-1は、五日市街道に面した自宅の北側、見影橋公園との間に位置する農地となります。北側の一部に自家消費用の野菜が作付されているほかは、数種の植木が植え付けられておりました。農地周辺の高木の枝が覆いかぶさっている状況も見受けられましたので、そちらの剪定等も適宜行うよう依頼してございます。

略図1-2を御覧ください。略図1-2は、自宅と五日市街道を挟んで位置する農地で、主に梅が植え付けられておりました。一部、草や竹などが伸びておりましたので、伐採等されるよう依頼いたしました。

議案第1号の1については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の1について確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を内野委員、鳴島委員、清水茂男委員、横幕委員、それと私でございます。

それでは、まず初めに、内野委員、お願いします。

8番 この方なんですけれども、主に作業は申請者の息子さんがやっているということです。

略図1-1なんですけれども、さっき説明があったように、ほとんど植木が植えられておりまして、あと、一部にちょっと自家消費の野菜が、今、サトイモと、あとはきれいに耕うんされておりました。

1-2のほうは、ほとんど梅で、これはホテルのほうに出荷しているということでしたね。ホテルのほうで梅ジュースか何かを作って、お客さんとかに提供しているそうです。こちらのほうは、ちょっと今は、この畑の隣に造園業さんがあるんですけれども、その人にやり方を教えていただきながら作業のほうはしているそうです。

両方とも境界もちゃんと確認できましたし、肥培管理も良好で、ちょっとだけ、さっきあったように、竹と植木がちょっと剪定されていなかったのので、そちらのほうは今はきれいになっております。特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鳴島委員、お願いします。

7番 この方につきましては、私も、ちっちゃい頃から、よくそこの中に入って遊んでいたのので、広い、大きな家なんですけど、基本的に、多分本人さんが手がける部分よりも、ほかの方が作業する部分が多いのかなという感じがしましたので、できるだけ関与していただける方に、できるだけきれいにさせていただけるようお願いするというところで、特に問題はないんじゃないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水茂男委員、お願いします。

1 4 番 この方ですが、略図 1 - 1 のほうの畑ですが、こちらの畑には植木屋さんが植木を植えているということで、ほとんどが植木が植えられておると、あと、一部に野菜が植えられていました。

この方の所有の敷地内の木の枝が畑のほうにかかっているということなので、その木の枝は伐採するよう依頼してございます。

こちらの畑の境界石も確認でき、問題ないと思います。

略図 1 - 2 のほうの畑ですが、こちらは全面的に梅の木が植えられており、梅の木の管理も植木屋さんのほうでされているということでした。一部に野菜が植えられているのと、隣接する家との境のところの植木の枝の剪定が必要ということで、それをお願いするとともに、こちらの畑の境界石も確認でき、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

1 1 番 今、皆さんがおっしゃったことと同じですが、少し伸びている木だとか草だとかといったところは指摘されて、後で確認していただいたということですので、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

この方は、各委員さんからも報告があったとおりでございます。自宅の裏に略図 1 - 1 はあるんですね。とにかく農地の周りはほとんど山林ということで、かなり木がすごく、行ってもどこの場所かななんて、すぐ分からない面があったんですけども、周りは山林だったということで。

場所のほうも確定をしておりまして、ただ、山林ということで、もうその周りの大きい木が、かなり農地のほうに出ています。

したので、それは切っていただきたいということでお願いをしてまいりました。

あとは、境界石等についても問題ありませんので、あと、皆さん、委員さんが言われたとおりでございますので、以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問、確認事項がありましたら、お願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 先日はどうもありがとうございました。

申請人 今日はお時間いただき、ありがとうございます。

議長 今日はよろしくお願いします。

申請人 よろしくお願いします。

議長 申請人の方には相続税猶予制度について十分御理解していただいていると思いますが、農業委員会の総会において意思を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。

申請人 よろしくお願いします。

議長 農業委員会としましては、相続税の猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなります。立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えています。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきます。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 こんにちは。お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人 こちらこそ、お時間いただきありがとうございます。

17番 相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、確認させていただきます。

1つ目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 基本的に、生涯にわたって農業経営を行うという意味はございます。申請者は母の名前になっておりますが、実質的に農業経営を行うのは私自身となります。仮に私が亡くなった場合は、弟が恐らく、うちの一切のことを現時点では行うものとは思われますので、その点については問題はないものとは思われます。

可能な限り、まだ子供がおりませんが、子供に農地を引き継いで、引き続き、あの形でできればなというふうには考えております。

17番 ありがとうございます。

また、御家族の中でも御相談のほうをよろしくお願いいたします。

申請人 はい。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 今日はお忙しい中、ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

3番 では、質問させていただきます。

相続税の猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしています。申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 現在の農地については、自家消費と梅林、梅と、あと、隣地が植木屋さんで、植木をやっていますので、植木を管理させていただいております。梅林については、父の代ではそんなに大々的にはやっていなかったんですけども、ソラノホテルさんに納品をして、引き続きやっていきたいというふうに考えております。

自家消費に関しても、造園屋さんと一緒に、今やっている段階です。

また、植木についても、隣の息子さんと一緒に、教えてもらいながらという部分は、ちょっと正直あるんですけども、基本的に自身が管理してやっていくというふうに考えております。

3番 ありがとうございます。慣れない仕事でしょうが、頑張ってください。

あと、納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的とし

て猶予されているものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。

体には十分に気をつけて行ってください。

申請人 ありがとうございます。ひとつよろしく願いします。

議長 ほかの委員さんで御質問等がありましたら、お願いしたいと思えます。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、私から申請人の方へお願いしたいと思えます。

ただいま両部会長から、いろいろ質問していただきましたけれども、相続税の猶予制度というのは国の制度でございます。3年に1回、税務署から報告書が郵送されてきます。その前に農業委員会のほうで現地を調査に伺います。それで適正に管理されているかといった調査でございます。その後、総会で皆さんにその内容を説明して、証明書を発行するかどうかというのを決めていきたいと思っておりますので、また3年に1回は立ち会っていただくこととなりますので、よろしく願いしたいと思えます。

ただいま両部会長から質問をされた内容が、こちらの封筒の中に入れておりますので、お帰りになりましたら、どうかまた御家族で見ていただいて、相続税猶予制度というのはこういうものだということで御理解していただきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

今日は本当にありがとうございました。またよろしく願いしたいと思えます。

申請人 こちらこそ、ありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第1号の2の説明をお願いしたいと思います。

次長 議案第1号の2、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を申請者立会いの下、会長、島田加美委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は上砂町3丁目の2筆となります。略図2を御覧ください。略図2は、第五中学校の東、五日市街道と国営公園北通りの間に位置する農地で、多種の植木のほか、サツマイモや栗、ウドなどが植え付けられ、肥培管理は良好でした。

議案第1号の2は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を島田加美委員、嶋田貞芳委員、横幕委員と私でございます。

それでは初めに、島田加美委員、お願いいたします。

16番 この方は、病院経営と院長ということで、大変な仕事もしておりますが、農業のほうも御家族と、お手伝いをしてくださる人もいます。

略図2なんです、右上の角のところに境界石が1か所ないということで、御本人もないということでした。分かるようにしておいてくださいということで。

生産物に関しましては、植木のほうではハナミズキ、モミジ、ヤマボウシ、果樹で梅、栗、ウド、サツマイモと、あと自家消費の野菜が植え付けてありました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 この方ですけれども、兼業と今は言えるような状態なんで

すけれども、肥培管理のほうは非常に良好でした。というのは、みんな親族ですとか、そういう方が耕作のほうを今、手伝ってくれているというような状況を話していました。

それと、この略図2の中の、ちょうど真ん中辺なんですけれども、昔の水路が一部入ってしまして、非常に入り組んだような状態でしたけれども、その辺はみんな、石のほうの確認もできましたので問題ないかなと。

重複しますけれども、北側の角のところなんですけれども、ここは石のほうの確認できませんでした。本人は、もう明治時代からウツギで隣の人とはやっているということなんですけれども、今の時代、そうもいかないので、その辺は明確にしてくれるようお願いをしておきました。

そんなことですので、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 畑の一部は、近所の幼稚園の子供たちの体験のために無料で貸しているというお話も伺いました。石の確認の件につきましては、今、おっしゃったとおりです。特に問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。

この方は本当に畑のほうもきれいに、島田委員が言われたように親族の方が手伝っていただいて、植木など、また、ウドなどもやっているということでございます。近くの今言った幼稚園も、やはり親族ということで、ほとんどみんな親族ということで、みんなに協力していただいて、きれいにしているということでございます。

それとあと、先ほど島田委員が言ったように、境界石が一部ないということで、次回の前には、しっかり分かるようにしておいてくださいということでお願いをしておきましたので、あとは問題はないかと思えます。

以上でございます。

何か質問、確認事項がありましたら、お願いしたいと思
います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として
申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうご
ざいます。

申請人には、相続税猶予制度ということについて十分御理解
していただいていると思いますが、農業委員会の総会において、
その意思を改めて確認させていただきたいと思しますので、御
協力お願いしたいと思います。

農業委員会としましては、相続税の納税猶予制度が正しく運
用されなければ、その制度そのものが維持できなくなってい
ます。立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくな
ってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたしま
す。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させ
ていただきますので、お願いしたいと思います。

それでは、初めに、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 貴重なお時間をお使いいただきまして、ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続
していく上で、なくてはならない制度であると同時に、他の業
種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地
は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、
様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になるこ
とも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続して
いかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くな
ったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難し

くなることが予想されます。

そこで、確認させていただきます。

1つ目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えを確認いたします。

申請人 お忙しいところ、ありがとうございます。

まず、第1点ですけれども、自分自身は、もう生涯にわたって農地を維持していくつもりでおります。基本的に、うちの父が他界してからというもの、母親が最初はやっていたんですけども、長い間、認知を患っていましたので、基本的には私が代理として畑は維持してきました。約15年間、維持してきて、この前、現地調査に来られたと思うんですけども、15年間この形で維持できるということで考慮していただければ、今後同じことは続けるというつもりでおります。

後継者に関しては、今、長男は学生でして、まだちょっと自宅にいないで下宿した状態でおります。ただ、今年で卒業になりますので、もう実家のほうに帰ってくるということは分かっておりますので、今後、私の後に関して言うならば、子供たちもやってくれる、協力できるというふうに思っております。うちの奥さんのほうに関しては、まだ元気ですし、十分できると思いますし、また、私に何かあったとしても、今までと同じような形でやっていけば、農地として十分農業経営はできるというふうに考えております。

こんな感じでよろしいですか。

17番 ありがとうございます。

また、申請農地も結構面積が広くありますので、お体には御注意くださって、これからも頑張ってください。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3 番 本日はお忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。
す。

では、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作する必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 今現在も毎日畑に出てというわけでは、皆さん御存じだと思えますけれども、いかないので、この15年間、どういう形でしてきたかという、やはり作業委託という形で地元の農家の方に耕していただくというか、そういう形を取ってきて、自分ではとにかく、自宅のすぐ近くですので、ほとんど毎日のようにそこを通過しますので、草にしないように、畑として体裁が取れるようにという形で常に見てきたつもりです。

今現在は、今年1月に、うちのおばあちゃんが亡くなったんですけれども、昨年のうち、特例農地のお話があったときに、やはり賃貸ができるということがあったんです。一応、農業委員会のほうに何度か足を運んで相談はさせてもらいました。それは、なぜ相談をしたかという、前回、おじいちゃんの、うちの父親ですね。父親から相続するときに、母親が相続するという形を取ったんですけれども、そのときかなりクレームが

つきました。高齢のおばあちゃんにできるんですかというクレームですね。ううん……、できないかもしれないですねと言ったら、では、あなたはできるんですかと言うから、では、どういふうにすればいいんですかと、かなりけんけんがくがくとした議論がありました。

その中で、私は思ったのは、作業委託ということでやっていけるのであれば、それが一番いいんですね。なので、貸すつもりは基本的にはないんです。ただ、前回のことがあったので、この前、特定農地のお話があったときに賃貸のことも相談をしました。なぜかという、やっぱり納税猶予という形で生産緑地をつないでいくというのに関して、認めないというふうに言われてしまうと、こちらとしてはどうにもならないので、要するに、使用貸借という形で貸してでも農地として維持していきたいという意思があったので、そういうふうに思いました。

ただ、今回の場合、前回何か相談したところによると、作業委託という形でやったらどうですかという農業委員会のほうの、何となくそういう意向を感じたので、そのままになってしまいました。それと同時に、去年のお話だったので、うちの母親、おばあちゃんが亡くなったのが1月なので、ちょっと間に合わなかったというのもあるんですね。準備をするのが間に合わなくてという形があって現状に至っております。

ただ、今の状態では、この状態で生産緑地として認めていただけるのであれば、基本的には貸したいという気持ちは全くないです。そこから、確かに、では、それで売上げは上がるんですか、経営として成り立つんですかと言われてしまうと、非常に苦しいものがあるんですが、実際のところは、今の状態が宅地並み課税されてしまったら、これを維持するのは、まず不可能に近いです。だから、農地としてやっていくためには、どうしてもこの生産緑地の制度を使わざるを得ないだろうというふうに思います。

少なくとも自分に関して言うならば、このまま貸さずにいけるなら一番いいし、賃貸をしますと、どうしても、先ほど言っ

たように相続が起きたとき、その他もろもろで、いろんなトラブルが起きる可能性がある。それから、近隣の市民農園であったり、一般の方にお貸ししているのを見てみますと、やっぱり作物を作るのは皆さん楽しいみたいなので、作るときは一生懸命耕してやるんですけども、収穫が終わったら、もう草ぼうぼうというのが多いんですね。後始末ができていない。だから、できるだけ貸したくない。プロに貸したい。農業を真摯にやっている人たちに貸すというか、作業委託をしてもらって、その後もきちんと管理をしていただくというふうな形で、自分で見ていこうと思いますし、今までもそうしてきたつもりです。

そういうところでよろしいですか。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いします。

兼業という形ではありますが、ぜひ維持をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま申請人からいろいろお答えをいただきまして、委員の皆さんで何か御質問がありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私から申請人へお願いがございませう。

ただいま両部会長からの御質問に、いろいろお答えいただきましたけれども、もう十分承知しているかと思えます。この納税猶予制度は国の制度ということも十分御理解いただいていると思えます。そして、3年に1回、また農業委員会で現地を調査に伺いますので、またそのときには、ぜひ立ち会っていただいて、現地を見させていただきませうので、また御協力をお願い

したいと思います。

ただいま両部会長から質問などがあった内容が、この封筒に入っておりますので、お帰りになりましたら御家族に見ていただいて、納税猶予制度というのはこういうものだということを書いてありますので、ぜひ御理解していただきたいと思います。

今日はお越しいただきまして、ありがとうございました。また今後ともよろしくお願いしたいと思います。

〔申請人 退席〕

議長 議案第1号の2、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第1号の3の説明をお願いいたします。

次長 議案第1号の3、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を申請者立会いの下、会長、島田加美委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は一番町1丁目の3筆になります。略図3を御覧ください。略図3は、第五中学校の西、残堀川を挟んで位置する農地で、柿やミカンが植え付けられ、肥培管理は良好でした。

議案第1号の3は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3について確認をされた委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を島田加美委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、鈴木、私でございます。

では、初めに、島田加美委員、お願いいたします。

16番 この方も会社勤めということで、常時ということではないです。

略図3を見てください。境界石に関しましては、境界石とプ

ラくいで確認をいたしました。生産物といたしましては、柿、ミカン、栗ということで生産しております。草刈り等、また、耕うんを急遽されたようなところはありましたが、これを維持していただきたいと思えます。

あと、枝等の置いてあるところがあったので、そういうものも片づけていただくようにということで言いました。

あとは特には問題はないです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田貞芳委員、お願いします。

6 番 この農地ですけれども、肥培管理、今言われたように、果樹が植えてあったんですけれども、ここは私の犬の散歩コースなんですけれども、このところは下草が一時、大分伸びているなということは思っていたんですけれども、当日、現地調査のときにはきれいに下草のほうも刈られていましたし、境界のほうも確認できましたので、引き続き、このように管理していただければ問題ないのかなと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今おっしゃったとおりですが、生産物は主に庭先販売だということでした。特に目についたところというのは、さっきおっしゃっていた果樹の剪定枝が片づいていなかったということなんですけれども、それほど大きな問題はなかったと思えます。

議長 ありがとうございます。

この方はサラリーマンの方で、大体休みの日に、ほぼ作業しているということで、当日は奥さんはお見えになって、奥さんと2人でやられているということで、少し草があったのを耕したばかりみたいなところもあったんですけれども、全体的には、そのようにきれいにもう耕してありましたので、あとは、果樹のほうも全体的には小さいので、さほどまだ収穫もできないような形でした。ということで、あと、庭先販売ということで販

売しているということでございます。なので、全体的には問題はなかったと思います。

以上でございます。

何か御質問、確認事項がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人には、相続税猶予制度は十分御理解していると思いますが、農業委員会総会において、その意思を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、相続税の納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなります。立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきますので、お願いいたします。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 貴重なお時間を割いてお越しいただきまして、ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続して

いかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予測されます。

そこで、確認させていただきます。

1つ目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 よろしくをお願いいたします。

私は、父、母と共に同居しております。このたび父が亡くなりまして相続という形になりました。父が亡くなる以前から農業にも従事しております。これからも一生涯をかけて、先祖代々伝わる土地を農地としてきちんと守っていきたいと考えております。適正な肥培管理を行い、農産物を生産し、地域の方々に提供していくということを目指して行っていきたくと思っています。

後継者については、私の妻もおりますし、母も同居しておりますが、大分高齢になってきております。農業に携わるのは私と、あと妻という形になりますが、今現在、私の子供、まだ5歳になりますが、将来を託せる者がおりますので、農業を継続してつないでいきたくと思っています。

17番 申請農地は住宅街に囲まれていますよね。

申請人 はい。

17番 私の農地もそういうところがありまして、農薬の使い方であったり、雑草の管理とか、結構周りの目が厳しくなることもありますので、肥培管理、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 本日はお忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、十分御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 相続について、納税猶予という制度がなければ農地を維持していくことは難しい。私の土地、農地を維持し、農業を継続していくことは、かなり難しいと理解しているつもりです。農地を無許可で貸したり、貸すにも一定の条件があるということも理解しております。

私については土地を貸すつもりはございません。家族共々、一生涯にわたって農業経営を行っていかうと思っております。ただ、万が一、私の体に何かあったり、農業の継続が難しくなった場合には、農業委員会の皆様に御相談させていただき、進めていきたいと思っております。今後についても農業経営を継続しまして、農産物の生産と販売を行い、地域の皆様に喜んでいただけるような農業経営を続けていきたいと考えております。

以上です。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予

されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。

また、お勤めをしながら土日等がほとんど仕事となるかもしれませんが、体には本当に十分に気をつけて、肥培管理等、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで御質問などありましたら、お願いしたいと思えます。

……質疑なしの声

議長 質問がないようなので、私から申請人の方をお願いがござります。

ただいま両部会長のいろいろな質問にお答えしていただきましたけれども、相続税猶予制度は国の制度でござります。3年に一度、税務署から報告用紙が届きます。その報告用紙が届く前に農業委員会が現地調査に伺って、適正に、きれいに管理されているかどうかというのを確認しに行きますので、そのときには立ち会っていただきたいんですね。それで適正に管理してあれば、農業委員会として証明書を発行いたします。適正に管理されていなければ証明書を発行できませんので、その証明書を報告書と一緒に税務署に提出することになりますので、どうかまた引き続き肥培管理をお願いしたいと思えます。

ただいま両部会長から御質問があった内容が、この封筒に書いてありますので、お帰りになりましたら、御家族にこちらのほうを見ていただいて、相続税猶予制度というのはこういうものだということを御家族の方にも御理解していただきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

今日は本当にありがとうございました。これで終わりたいと思えます。

申請人 ありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の3、相続税納税猶予に関する適格

者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明書を発行することに決めます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、8件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 現地調査を9月15日、申請者、代理人、会長、金子委員、中丸委員、清水清史委員、田中委員、清水茂男委員、鳴島委員、島田加美委員、井上委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

議案第2号の1、特例適用農地は幸町5丁目の5筆となります。略図1を御覧ください。略図1は、自宅の北、平成新道との間に位置する農地で、多種の植木や露地栽培野菜が植え付けられておりました。以前農地に置かれていたプレハブも農地外に移設されておりました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の2、特例適用農地は幸町1丁目の3筆となります。略図2を御覧ください。略図2は、五日市街道に面した自宅に隣接する農地で、ナスやサトイモ、キウイなどが植え付けられておりました。南端に境界にフェンスを設置したいとして、掘削などが進められておりましたので、生産緑地での構築物について都市計画課に話を進めるよう依頼いたしました。

続いて、議案第2号の3、特例適用農地は柏町4丁目の1筆となります。略図3を御覧ください。略図3は、柏小学校の南に位置する農地で、サツマイモやサトイモなどが植え付けられておりました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の4、特例適用農地は柏町3丁目の1筆、4丁目の1筆となります。略図4を御覧ください。略図4-1

は、五日市街道に面した自宅北側に位置する農地で、ブロッコリーなどが植え付けられているとともに、今後の作付に向け、耕うんもきれいにされておりました。略図4-2を御覧ください。略図4-2は、日大二高グラウンドの北側に位置する農地で、ウドやキャベツが植え付けられておりました。どちらも肥培管理は大変良好でした。

続いて、議案第2号の5、特例適用農地は砂川町4丁目の1筆となります。略図5を御覧ください。略図5は、阿豆佐味天神社の北、平成新道に面した農地で、自家消費用野菜が植え付けられているとともに、今後の作付に向け、きれいに耕うんされておりました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の6、特例適用農地は上砂町4丁目の3筆となります。略図6を御覧ください。略図6は、五日市街道に面した自宅の北、玉川上水との間に位置する農地で、ラッカセイやウドなどが植え付けられておりました。肥培管理は大変良好でした。

続いて、議案第2号の7、特例適用農地は一番町1丁目の1筆、3丁目の2筆、4丁目の3筆となります。略図7-1を御覧ください。略図7-1は、天王橋交差点の南東に位置する農地で、キウイやトマト、タラノメなどが植え付けられておりました。略図7-2を御覧ください。略図7-2は、天王橋交差点の北に位置する農地で、どちらもきれいに耕うんされておりました。松中団地通りの突き当たりの農地のお茶の木が伸び過ぎておりましたので、剪定等されるよう依頼してございます。

続いて、議案第2号の8、特例適用農地は羽衣町3丁目の6筆となります。略図8を御覧ください。略図8は、第三中学校の西、JR南武線を挟んで位置する農地で、北側ではサトイモやウドなどが植え付けられておりました。南側では、以前植え付けられていた梅や栗の木が全て伐採されており、今後の植え付けを検討されているとのことでした。どちらも肥培管理は良好でした。

議案第2号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。1番を金子委員、横幕委員、2番、3番を中丸委員、横幕委員、4番を清水清史委員、横幕委員、5番を清水茂男委員、横幕委員、6番を鳴島委員、横幕委員、7番を島田加美委員、横幕委員、8番を井上委員、横幕委員の順をお願いしたいと思います。

では、1番、金子委員、お願いいたします。

2番 この方は、植木生産を行っている方で、本当に畑もきれいで、境界のほうも確認をさせていただきました。境界もしっかりしていました。

先ほど事務局から言われたとおり、自宅の北側に、前はプレハブがあったんですけども、それが一部、半分かかっていたのは、どかしてくださいということで、今回は東の端のほうに、境界から外に動かしていただいたので、十分大丈夫かなと思います。畑のほうは十分きれいにやっていると思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

1 1番 今、なかなかこの時代、御時世は植木が売れないとか、それから、除草剤が効かない草が最近増えてきたとか、そういった苦勞も伺いましたが、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番と3番ですね。中丸委員、お願いします。

1 3番 まず、2番の方ですが、先ほど言われたように、フェンスに関してですが、都市計画課のほうに相談に行ってもらって、高さ、ブロックの段数等、全て指導の下に、今、工事を進めているということになっております。その他に関しては、肥培管理もすごい良好で問題ないと思います。

引き続きまして、3番の方ですが、こちらも境界がしっかり確認できましたし、肥培管理に関しても問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 2 番の方、3 番の方、ともにきれいに管理されていて、問題はありませんでした。

ただいま2 番のところで出ましたフェンスの件ですけれども、本来なら作る前に相談してほしかったということも伺いましたが、何かあったときに、すぐ農業委員会が思いついて、そこに相談しようという気には、なかなかないものだなという実感をしまして、そういった周知というのはこれからも努力をする必要があるなと思いました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4 番を清水清史委員、お願いします。

5 番 この方は、野菜を中心に生産されている方で、4 - 1 の略図のほうは、サトイモ、クウシンサイ、ネギ等を植えられていまして、伺ったときには、ブロッコリーを時期をずらしながら定植中ということで、あと、もう1 個のほうの4 - 2 の略図のほうは、ウド、キャベツ、カリフラワーが栽培中で、全面にもう作付されていまして、境界石、農地の管理は問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

1 1 番 どちらの畑も大変きれいに管理されていました。問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、5 番を清水茂男委員、お願いします。

1 4 番 こちらの方ですが、畑にはショウガ、サトイモなどが植えられ、これらの野菜は全て自家消費とのことでした。肥培管理も良好で、境界石も確認でき、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 当日は息子さんも一緒に作業をされておりました、大変きれいに管理された畑でした。問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、6番、鳴島委員、お願いします。

7 番 6番の方ですが、特にウドを中心に結構畑をやっている方で、中にちょっと、あそこら辺の土地は川が流れていたとか、そういう区画があって、そういった印が多少、隣の方が植木屋なので、土がかぶって、ちょっと見当たらないという部分もありましたが、それ以外は特に問題なく、肥培管理は良好でした。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 特に問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7番、島田加美委員、お願いします。

1 6 番 この方は御家族でされております。略図7-1の農地は自宅前の農地です。ここは、ハウスにミニトマト、キウイフルーツ、梅、かんきつ類と、あと、自家消費用の野菜等が植えられておりました。境界石は確認できました。肥培管理も良好で、特に問題はないと思います。ただ、枝が積んでありましたので、それだけは片づけてくださいということをしています。

略図7-2ですか。この畑の46番のほうは、ほぼ耕うんされており、奥のほうにネギ等が植えられておりました。また、チャノキなどが野木になっておりましたので、これは剪定をお願いしますということで伝えました。また、そこにはこれからハクサイ、ニンニク等を植えるそうです。北側の農地ですか。ここは耕うんされており、本当の一部にショウガが植えられておりました。

境界のほうは全て確認できました。肥培管理も良好で、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今、ちょっと問題に出ましたお茶の木ですけれども、これは大変に大きくなっておりましたので、そこを少し指導されていましたが、それ以外は問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、8番、井上委員、お願いします。

1 5 番 2つに分かれていまして、南武線の中学校のすぐ近くと、それから、道路に面したところ、2つあるんですが、片方の農地は、割ともう野菜を既に作られていて良好な状態でした。それから、南武線と、この略図で描いてあります、こちら側は、周りが全て住宅で囲まれているようなところでして、住宅街を抜けていかないと農地に入れないと。それで、耕運機を、トレーラーを入れるのに、とても大変だというような話も聞きました。

敷地の境界は、会長と回りまして、一応全部確認が取れております。こちらは、前は梅を植えていたりなんかしていたらしいんですが、今回は野菜を作るような準備をしていると。何を植えるかは、まだ決まっていないみたいですが。ということでした。

肥培管理は良好でした。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 南武線に面した畑のほうですけれども、以前伺ったときは、鬱蒼とした果樹園だったんですけれども、このたびは、全部伐採して畑になっていました。奥さんのおっしゃることには、果樹をやったときには、葉っぱが落ちて困ると御近所からクレームが来て、畑にすればしたで、栗が楽しみだったのよと言う人もいて、本当に住宅地の中で畑を管理して維持していくのは大変だなと思いましたが、頑張っしてほしいと思いました。

議長 ありがとうございます。

私も、8番ですね。この方は、私も1期目から2期目のときもですかね。結構農地パトロールの対象になっていた農地でし

て、特に梅とか栗が植わっていたところが、あまり管理されていなくて、文書指導等もあつたりというようなところだったんですね。

なので、また今回もそうなのかなと思って、ちょっと心配だったんですけれども、行ってみたら全て伐採して、きれいにして、逆にびっくりしたという感じで、聞いてみれば、今度は息子さんが本格的にやられているということで、きれいにして、一生懸命野菜を今度は作っていたということで、後継者の方が一生懸命やるというのは全然違うなという感じでした。ということで、以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問等がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、2件議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明、2件につきまして御報告いたします。

議案第3号の1、土地の表示は一番町2丁目の1筆の一部となります。面積は1,497.7㎡、申出事由は死亡でございます。

続いて、議案第3号の2、土地の表示は一番町4丁目の11筆となります。面積は合わせまして6,210㎡、申出事由は死亡でございます。

証明内容は全て、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明の1番、2番を島田加美委員、お願いします。

16番 この方のところは、略図1で、境界のほうも確認でき、柿が植えられており、まだ本当に小さい、1m、2mというものでした。肥培管理、草等も本当によくされていて、特に問題はなく、主たる従事者の証明に問題はないのかと思います。

以上です。

議長 2番も。

16番 この方は、略図2で、上側の農地は柿と野菜、下側の農地がミカンが植えられており、境界のほうも全て確認でき、肥培管理も良好で、特に問題はないので、主たる従事者に問題はないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他で何かございますか。

局長 事務局からはないです。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は10月25日月曜日、午後3時から、302会議室で開催しますので、御承知おきいただきたいと思います。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後 4 時 1 9 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員